

農林一資料 4

令和 4 年第 1 回県議会定例会

条例その他議案

説 明 資 料

農林委員会

目 次

議第 4 0 号関係	・ ・ ・ ・ ・	農林 1
議第 4 1 号関係	・ ・ ・ ・ ・	農林 3
議第 4 2 号関係	・ ・ ・ ・ ・	農林 5
議第 5 7 号関係	・ ・ ・ ・ ・	農林 6

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例について

農政部畜産振興課

1 制定の趣旨

- 畜舎等の建築等には建築基準法が適用されるが、建築等に係る費用負担は、畜産業の経営実態からは過大
- 畜産業の国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の制定（令和3年5月19日公布、令和4年4月1日施行）により、知事による畜舎建築利用計画の認定制度が創設された。
- 当該認定を受けた場合は、畜舎等の敷地、構造及び建築設備に関する基準については、建築基準法の構造等の基準ではなく、省令で定める技術基準によることとされたことに伴い、新たに条例で必要な事項を定めるもの

2 制定の内容

省令で定める技術基準に関し、省令の委任を受けて条例で必要な制限を付加することができることとされたことに伴い、現に建築基準法の委任を受けて岐阜県建築基準条例で付加している制限のうち、畜舎等に適用のあるものを、同様に制限として定める。

※知事の認定を受け、建築基準法の構造等の基準ではなく省令で定める技術基準が適用される場合も、岐阜県建築基準条例で定める制限を、緩和することなく引き続き適用

<条例で付加する制限>

- ① 災害危険区域内の畜舎等の制限
- ② がけに近接する畜舎等の制限
- ③ 大規模畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限

3 施行日

令和4年4月1日

【現行】

<建築基準法>

- ・建築物の敷地・構造・設備・用途について、その最低の基準を定めたもの
- ・現状、畜舎等の建築も建築基準法の規定に基づく。

条例で制限を付加

<岐阜県建築基準条例>

建築基準法の委任を受けて付加している制限（抜粋）

- ①災害危険区域内の建築制限
- ②がけに近接する建築物の制限
- ③大規模建築物の敷地と道路との関係に関する制限

【令和4年4月1日～】建築基準法との選択可能

<畜舎建築特例法>

- ・構造等の基準のみで規制する建築基準法とは異なり、**畜舎の利用方法等に関する利用基準と畜舎の構造等に関する技術基準を組み合わせる**ことにより、両者が相まって畜舎の安全性を担保するもの

・利用基準と技術基準の組み合わせは省令で規定

- 【A 構造畜舎】：「簡易な利用基準（宿泊しない等）」
+ 「建築基準法と同等の技術基準」

- 【B 構造畜舎】：「標準的な利用基準」
+ 「建築基準法より緩和された技術基準」

条例で制限を付加

<岐阜県畜舎建築特例法施行条例>

- ①災害危険区域内の畜舎等の制限
 - ②がけに近接する畜舎等の制限
 - ③大規模畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限
- 危険な区域に畜舎等が建築されることを防ぐ**

・現に建築基準法の委任を受けて**岐阜県建築基準条例で付加している制限のうち、畜舎等に適用のあるものを、同様に制限**として定める。

※知事の認定を受け、建築基準法の構造等の基準ではなく、**省令で定める技術基準が適用される場合も、岐阜県建築基準条例で定める制限を、緩和することなく引き続き適用**

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

農政部家畜防疫対策課

1 条例改正の趣旨

- (1) 国の「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」の一部改正（令和3年3月31日）に伴い、家畜防疫員（県職員である獣医師の中から知事が任命した者）が実施しなければならないこととされていた豚熱予防注射を知事認定獣医師（※）も実施できることとされた。

知事認定獣医師が豚熱予防注射を実施する場合の予防液（ワクチン）も、県が購入して厳重に管理する必要があるため、豚熱予防液管理手数料を新たに徴収するもの

※ 定期的に農場を巡回する等により適時に予防注射を接種できること、講習会への参加等により予防注射に必要な知識を習得していること等の要件を満たしている獣医師であって、知事が認定したもの

- (2) 家畜防疫員が行う豚熱予防注射に係る家畜注射等手数料について、令和元年10月25日に豚熱予防注射を開始してからの実績を踏まえて額の改定をするもの

知事認定獣医師による豚熱予防注射の開始及び現在実施している手数料の減免の終了（※）に合わせて減額を行う。

※ 豚熱発生等農家（繁殖豚の頭数が豚熱発生前の水準に戻るまでの農家に限る。）が繁殖豚に接種する場合は手数料を全額免除、全農家が飼養豚に接種する場合は手数料を半額免除。県内養豚業が豚熱発生前の水準に概ね回復したことから、令和4年3月末をもって終了する。

2 条例改正の概要

- (1) 知事認定獣医師が行う豚熱予防注射に係る次の手数料を新たに徴収する。

豚熱予防液管理手数料 1頭につき 60円

- (2) 家畜防疫員が行う豚熱予防注射に係る家畜注射等手数料の額を次のとおり改定する。

【改定前】 1頭につき 310円

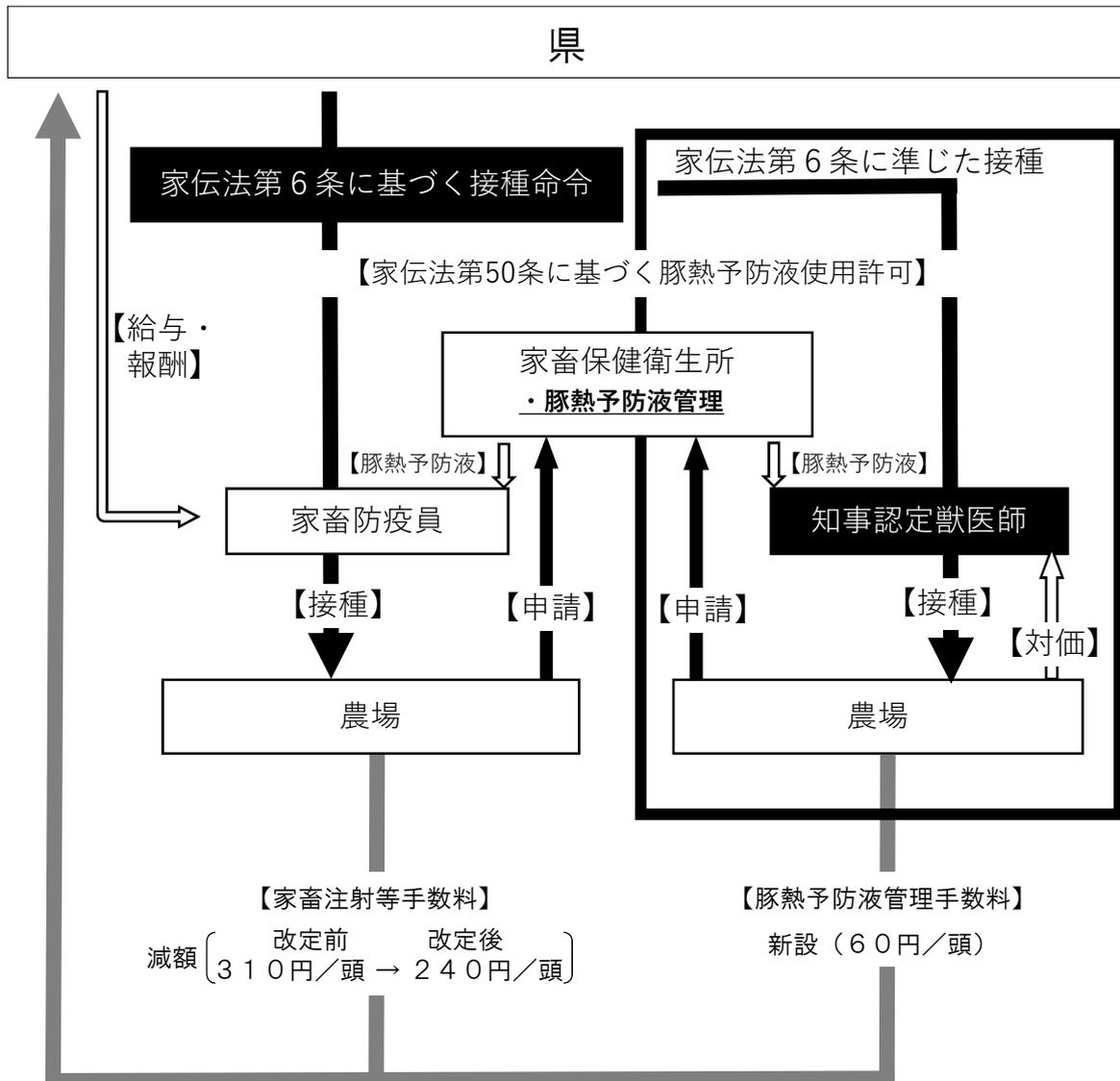
【改定後】 1頭につき 240円

3 施行日

令和4年4月1日

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

< 豚熱予防注射のスキーム >



岐阜県種雄豚検査条例を廃止する条例について

農政部家畜防疫対策課

1 条例廃止の趣旨

豚の人工授精による種付けが普及し、及び豚熱の発生により農場間の豚の移動が厳格化されたことにより、自然交配による種付けの用に供する雄豚の検査の需要が見込まれなくなったため、岐阜県種雄豚検査条例を廃止する。

2 条例廃止の概要**(1) 岐阜県種雄豚検査条例の廃止について****ア 岐阜県種雄豚検査条例の概要**

家畜の改良増殖を促進するため、自己の飼育する雌豚への種付けを除き、自然交配については、岐阜県種雄豚検査条例により種雄豚の検査(※)を義務付けている。

また、人工授精については、自己の飼育する雌豚への種付けを除き、家畜改良増殖法により同様の検査を義務付けている。

※種雄豚の検査

疾患の有無、血統、体型及び体質について検査し、合否の判定を行うほか、合格の場合は、その繁殖能力に応じて等級判定を行い、種雄豚認定書を交付。有効期間は、検査の日から1年間。

イ 廃止の理由

近年、豚の人工授精の普及により、自然交配の需要が減少し、条例に基づく検査は、平成12年度以降実施していない。

また、平成30年9月の豚熱の発生以降、豚熱の発生を予防し、及びまん延を防止するため、県においても農場間の豚の移動を行わないよう指導している。

以上により、今後、条例に基づく検査の需要が見込まれないことから、条例を廃止する。

(2) 条例廃止に伴う関係条例の規定の整理

① 岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

② 岐阜県農林関係手数料徴収条例

条例廃止に伴い、①は条例の適用除外を定めた別表から、②は手数料を定めた別表から、それぞれ岐阜県種雄豚検査条例に係る規定を削除する。

3 施行日

公布の日

岐阜県森林づくり基本計画（R4-8）の策定について

林政部林政課

1 策定の必要性

- (1) 平成29年3月に策定した「第3期岐阜県森林づくり基本計画」が令和3年度で終了するため、令和4年度からの新計画を策定する。
- (2) 近年、頻発化・激甚化する災害への対応や、世界的な目標であるSDGsの達成、2050年カーボンニュートラルの実現など、社会情勢の変化や新たな時代の潮流に的確に対応するため。
- (3) 「清流の国ぎふ」創生総合戦略の方向性を反映しつつ、当面5年間に県が重点的に取り組む施策の具体的な取組を明示するため。

2 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

3 計画の主な内容

【基本理念】

揺るぎない長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくり

【基本方針】

「清流の国ぎふ」の未来を支える森林づくり

～森林を「守り」「活かし」「親しむ」魅力あふれるふるさとを目指して～

【施策の柱】

(1) 森林づくりの推進

① 災害に強い循環型の森林づくり

- 激甚化する災害に備えた山地防災力の維持・強化
- 100年先を見据えた森林づくりの方向性と仕組みづくり
- 森林経営管理法に基づく市町村による森林管理の支援

② 森林技術者の確保・育成・定着

(2) 林業・木材産業の振興

① 都市の木造化・脱炭素社会の実現に向けた県産材の需要拡大

② DXの推進による林業・木材産業改革

- 需要に合わせて柔軟かつ迅速に対応する木材サプライチェーンの構築
- 木材の安定供給と森林所有者への利益還元

(3) 森林の新たな価値の創造と山村地域の振興

①森林空間等を活用した森林サービス産業の育成による山村振興

○新たな雇用と収入を生み出す森林サービス産業の育成

○「ぎふ木育30年ビジョン」の実現に向けた「ぎふ木育」の新たな展開

②きのこなどの特用林産物の振興

4 主な目標指標

- (1) 間伐実施面積 6,871ha (R2年度) → 9,600ha (R8年度)
- (2) 森林技術者数 939人 (R2年度末) → 1,140人 (R8年度末)
- (3) 非住宅施設の木造化及び内装木質化施設数 累計200施設 (R8年度末)
- (4) 木材生産量 576千m³ (R2年) → 650千m³ (R8年)
- (5) 森林サービス産業を推進する協議会会員数 累計100者 (R8年度末)
- (6) GAP等実践者数 (きのこ) 累計42経営体 (R8年度末)

5 策定経過

- 令和2年 10月～ 関係団体等から意見聴取
- 11月 農林委員会委員協議会 (現状と課題の説明)
岐阜県木の国・山の国県民会議 (現状と課題の説明)
- 12月 岐阜県森林審議会 (現状と課題の説明)
- 令和3年 3月 岐阜県木の国・山の国県民会議 (必要な施策検討資料の説明)
岐阜県議会農林委員会 (検討状況概要の説明)
- 7月 岐阜県木の国・山の国県民会議 (骨子検討資料の説明)
清流の国ぎふ森林づくりサポーターへの意見聴取
- 8月 岐阜県森林審議会 (骨子検討資料の説明)
林業関係団体への意見聴取
- 9月 岐阜県議会骨子案説明会
- 10月 岐阜県議会農林委員会 (骨子案の説明)
岐阜県森林審議会 (本体検討資料の説明)
- 11月 岐阜県木の国・山の国県民会議 (本体・概要版検討資料の説明)
- 12月 岐阜県議会農林委員会 (素案の説明)
パブリックコメントの実施
- 令和4年 1月 岐阜県木の国・山の国推進本部員会議
- 2月 岐阜県議会 (議案上程)